

奈良県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和四年七月十日執行予定の参議院（選挙区選出）議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日を次のとおり定める。

令和四年六月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

登録基準日 令和四年六月二十一日

登録日 令和四年六月二十一日